

申告相談のために用意するもの

忘れ物がないか□にチェック！

□ 本人確認書類【マイナンバー（個人番号）および身元を確認できる書類】

- マイナンバーを確認できる書類：マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など
- 身元を確認できる書類：運転免許証、健康保険証、旅券などの身分証
- ※ マイナンバーカードのみで、番号確認と身元確認ができます
- ※ 代理で申告する場合は、申告者本人のマイナンバーと身元を確認できる書類が必要です。なお、代理の方のマイナンバーや身元確認書類は不要です

- 収支内訳書 営業等・農業・不動産所得がある方はあらかじめ作成してください
- 源泉徴収票 給与や公的年金等収入がある場合、漏れなく持参してください
- 国民健康保険税（料）・介護保険料・後期高齢者医療保険料、その他任意継続保険料等の支払金額が分かるもの 公的年金等から特別徴収されている介護保険料などは、本人しか控除できません
- 国民年金の社会保険料控除証明書または領収書
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 寄附金の受領証明書 ワンストップ特例関連書類などでは受けられません
- 印鑑 朱肉を必要とするもの。認印でかまいません
- 申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの 所得税の還付を受ける際に必要です

医療費控除を申告する場合は…

- 「医療費控除の明細書」および健康保険組合や保険会社などからの給付金がある場合はそれが分かるもの 支払医療費などの合計金額をあらかじめ算出してください

セルフメディケーション税制を申告する場合は…

- 健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類および医薬品購入費の明細書 医薬品購入費の合計金額をあらかじめ算出してください

❗ 今回の申告から一部改正されます！❗

医療費控除を適用する方へ

「医療費の領収書」の提示・添付が不要となり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から該当する医療費の領収書の提示・提出を求められる場合がありますので、領収書は5年間保管する必要があります。

※ 医療費控除を受けるために必要な「おむつ使用証明書」などの各種証明書は、従来どおり提示・添付が必要です

※ 健康保険組合から送られてきた医療費通知がある場合は、「医療費控除の明細書」の記載を省略することができます。ただし、支払医療費の合計金額は算出しておいてください

※ 平成31年分の申告までは、従来どおり領収書の提示・添付でも受け付けできます。合計金額をあらかじめ算出してください

セルフメディケーション税制の創設

健康の保持増進・疾病の予防として一定の取り組みを行う個人が、「スイッチ OTC 医薬品」を1年間に12,000円以上購入した場合、12,000円を超えた金額（上限88,000円）について、所得控除を受けることができます。

※ 「一定の取り組み」とは、特定健康審査・予防接種・定期健康診断・健康審査・がん検診の受診など。申告には、その「領収書」または「結果通知書（コピー可）」の提示・添付が必要です

※ スイッチ OTC 医薬品の対象となる品目の一覧は、厚生労働省ホームページなどでご確認ください

※ 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制両方の適用を受けることはできません（同一世帯の別の方とそれぞれ申告することは可能）。また、いずれかを適用させた後、修正申告や更正の請求により、適用を変更することはできません

竜ヶ崎税務署からのお知らせ

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」では、自宅などで確定申告書が作成できます。書面で印刷して送付・e-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する質問・相談は、電話でお問い合わせください。

- ▶ 問 作成コーナーの操作などに関する問い合わせ：「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎ 0570-01-5901 / 月～金曜日（祝日を除く）
- ▶ 問 確定申告などに関する問い合わせ：竜ヶ崎税務署 ☎ 66-1303（自動音声での案内）

市・県民税、所得税の申告相談を行います

申告期間は 2月14日㊦～3月15日㊦

■問い合わせ：
税務課
市民税グループ
☎内線 223～226

- 2月14日（水）・15日（木）は、給与収入または公的年金等収入のみで、医療費控除などの申告により所得税が還付になる方の申告相談を行います。申告によって所得税を納付することになる方の相談はできませんのでご注意ください
- 2月16日（金）からは順次、地区ごとに申告相談を行います。お住まいの地区の日程をご確認ください
- 2月18日（日）・25日（日）は、主に給与所得者で平日に来庁することが困難な方のみ対象となります

【注意】市役所では次の申告相談は受け付けできません。竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

- 青色申告 ● 損失申告 ● ゴルフ会員権や貴金属などの総合譲渡の申告 ● 雑損控除
- 株式や不動産などの分離課税の申告 ● 初めて事業所得を申告する方の申告
- 海外居住親族等の扶養控除 ● 住宅ローン控除（1年目の方、または2年目以降で連帯債務の方）
- 消費税 ● 相続税 ※ その他内容によっては市役所では受け付けできない場合があります

申告相談日程表

☐=コミュニティセンター

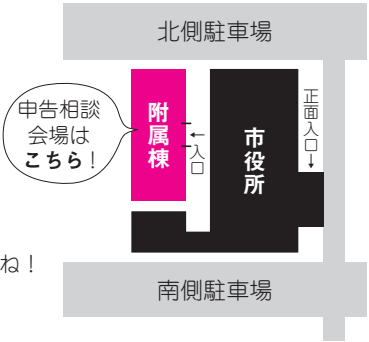
	日程	対象者・対象地区	場所	受付時間
2月	14日（水）	所得税の還付申告者のみ	市役所	8:30～16:00
	15日（木）			
	16日（金）	龍ヶ崎地区		8:30～12:00
	18日（日）	市内全地区		
	19日（月）	馴馬・平台・中根台・久保台・小柴		8:30～16:00
	20日（火）	愛戸・姫宮・出し山・野原・緑町		
	21日（水）	北文間地区	市役所／北文間☐	8:30～16:00 ☐＝8:30～11:00
	22日（木）	川原代地区	市役所／川原代☐	
	23日（金）	馴柴地区	市役所／馴柴☐	8:30～12:00
	25日（日）	市内全地区	市役所	
	26日（月）	藤ヶ丘・城ノ内・松ヶ丘・白羽・中里		8:30～16:00
	27日（火）	長山・松葉		
	28日（水）	大宮地区	市役所／大宮☐	8:30～16:00 ☐＝8:30～11:00

	日程	対象地区	場所	受付時間
3月	1日（木）	長戸地区	市役所／長戸☐	8:30～16:00 ☐= 8:30～11:00
	2日（金）	八原地区	市役所／八原☐	
	5日（月）～9日（金）	市内全地区	市役所	8:30～16:00
	12日（月）～15日（木）			

市役所での申告会場は「附属棟」です！

市役所西側の附属棟1階が会場です。

地下会場では行いませんのでご注意ください。



営業等・農業・不動産所得の申告相談を希望する方へ

収入額にかかわらず、事前に帳簿と収支内訳書の作成が必要です。帳簿の作成は平成26年1月から義務化されています。

領収書などを持参していても収支内訳書が作成できていない場合、申告相談は受け付けできませんので、必ずご用意ください。

